

令和8年7月2日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

7 番 小 林 孝

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 遠藤 晃	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	嶋 原 健 二	財 務 課 長	儀 同 佐江子
住 民 課 長	佐久間 島 宏	保 健 福 祉 課 長	今 泉 喜 徳
産 業 課 長	渡 辺 淳		
教 育 長	渡 辺 和 也		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年7月2日（木曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 議案第47号 訴えの提起について
- 第 4 議案第48号 三春町福社会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事請負契約について
- 第 5 議案第49号 令和8年度三春町一般会計補正予算（第3号）

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

..... 開議宣言

○議長 ご苦労様です。

傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されていますのでご了承願います。

始まる前に、本日7番小林孝議員が病気療養中のため欠席となりますので、お知らせいたします。

ただいまから令和8年三春町議会7月第1回会議を開会いたします。

本日の会議を開きます。脱衣を許します。

..... 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により11番橋本善一郎議員、12番佐久間正俊議員の両名を指名します。

..... 会議日程の決定

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の日程は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、本日1日限りと決定しました。

なお、本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりであります。

..... 議案の上程

○議長 日程第3、議案第47号から日程第5、議案第49号まで一括議題とします。

..... 提案理由の説明

○議長 提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 令和8年7月第1回会議に提案いたしました議案について、概要を説明いたします。

配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、訴えの提起の議案が1件、議決に付すべき契約に係る議案が1件、一般会計補正予算に係る議案が1件の3議案であります。内容については、訴えの提起については、三春病院の休院等に伴う損害賠償請求に係る訴えの提起であります。議決に付すべき契約については、三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事請負契約であります。一般会計補正予算については、訴えの提起及び物価高騰重点支援地方創生臨時交付金に係る歳入歳出の補正等であります。

慎重に審議くださいまして、可決いただきますようお願い申し上げ、あいさついたします。

..... 議案第47号 訴えの提起について

○議長 議案第47号「訴えの提起について」、担当者の説明を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 それでは議案第47号をご説明申し上げます。議案書をお開きください。

議案書の議案第47号「訴えの提起について」でございます。

次のとおり損害賠償請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。令和8年7月2日提出、三春町長。

1、当事者。原告となるべき者、三春町。被告となるべき者、福島県郡山市向河原町159番1号 公益財団法人 星総合病院 理事長 星北斗。

2、事件名。損害賠償請求事件です。

3、訴えの趣旨。(1) 被告となるべき者に対し、2億6,246万8,230円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員の支払いを求める。(2) 被告となるべき者に対し、訴訟費用の負担を求める。

4、訴えの要旨。被告となるべき者は、平成19年4月1日より三春町立三春病院の指定管理者として三春町立三春病院の管理に関する基本協定書(平成29年3月)を締結し三春病院事業を行ってきた。

協定書では1期を10年間として三春病院事業を行うものとしており2期については令和9年3月31日までの期間であったが、被告となるべき者から、2期途中である令和8年3月31日を

もって指定の取り消しを求める申出書が令和7年9月3日付けで提出され、町は令和8年3月31日付けで指定管理者の指定を取り消した。これにより三春町立三春病院は令和8年4月1日より休院する事態となった。

当該指定の取り消しは、三春町立三春病院の管理に関する基本協定書第37条第1項(4)「自らの責めに帰すべき事由により乙、これは指定管理者でございます。から本協定の解除の申し出があったとき」に基づくものであり、この場合、同条第3項の規定により、町は指定管理者に対して損害賠償を求めることができることとなっている。

また、指定管理者から指定の取り消しを求める場合については、町立三春病院指定管理者の仕様書第2章3その他(2)に「自己の理由により指定管理者側から指定の取消を求める場合は、1年以上の猶予をもって申し出、町と協議するものとする。」と定められており、今回の申し出は本規定に違反するものである。

このことから、被告となるべき者に対し、指定取り消しに伴い発生する損害賠償を請求する訴えを提起するものである。

5、訴訟遂行の方針。(1)弁護士を訴訟代理人と定める。(2)町長は、訴えの取り下げ、裁判の和解、その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為を行うことができるものとする。

ここで、議案説明書に移っていただきたいと思います。議案説明書をお開きください。

議案説明書のページ数でいきますと3ページです。3ページに三春町立三春病院の指定管理者指定取り消しに係る損害賠償請求内訳一覧というものを記載しております。

ナンバー1から53項目ございます。こちらの合計が2億6,246万8,230円となっております。記載内容が内訳でございます。

なお、この内容につきましては、認められる可能性がある項目すべてを掲載して請求するものでありまして、今後の裁判等で内容については決定されていくものでございます。

説明については以上でございます。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

……・ 議案第48号 三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事請負契約について ・……

○議長 議案第48号「三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事請負契約について」、担当者の説明を求めます。

今泉保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは議案第48号「三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事請負契約について」、ご説明申し上げます。

まず議案書の3ページをご覧ください。

三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和8年7月2日提出、三春町長。

1、契約の目的。三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約金額。6,930万円。4、契約の相手方。福島県田村郡三春町大字実沢字樋ノ入42-3 株式会社 菊地住建 代表取締役 菊地和裕。

続きまして議案説明書をご覧ください。議案説明書1ページになります。

こちらの説明ですが、三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事について、指名競争入札の結果、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約金額と契約の相手方は省略させていただきます。工事の概要、建築改修工事になります。施設は福祉会館と南町高齢者住宅、こちら併設の施設でございます。

工事の内容でございますが、外壁改修工事。こちら工事面積は1,417㎡、屋根塗装工事1,530㎡。南町高齢者住宅につきましては外壁改修工事1,808㎡、屋根塗装工事1,355㎡でございます。

工期。着工、契約の効力の発生する日から3日を経過した日。完成、令和9年2月26日。

なお、説明図は別紙のとおりであります。タブレットの方は文字がちよっと潰れておりますので、紙の方の図面をご覧ください。こちらA3のものが全部で8枚になっております。

まず最初の4枚が福祉会館の立面図でございます。1枚目から北面立面図。2枚目が西面立面図。3枚目が南面立面図。4枚目が東面立面図になっております。5枚目につきましては高齢者住宅の立面図になっております。北面立面図、西面立面図、南面立面図、そして東面立面図になっております。工事箇所につきましては、屋根全般及び外壁全般ということになっております。

なお、工事の具体的な概要でございますが、屋根につきましては塗装工事。外壁につきましては塗装とクラックや割れの補修、あとタイルの浮きなどの補修になっております。また、シーリングの改修なども行うことになっております。

説明は以上になります。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） この施設は高齢者住宅等の福祉的な建物になります。図面には直接書いておりませんが、仮設計画の中で特に安全管理が非常に重要な部分となってくるかと思うんですけども、その辺はしっかり計画立てているかと思いますが、その辺の状況が分かったら。特に出入口とかの使用状況が分かりましたらご説明いただければと思います。

○議長 答弁を求めます。

今泉保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉会館及び高齢者住宅ですね、住宅の方には人が住んでおりますし、福祉会館の方には毎日利用されている方々がおりますので、安全管理には十分気をつけてやらなければなりませんので、その辺は業者とともに体制について万全を期してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 実際工事に入るにあたって、工事を管理する立場の方は設計事務所なんですか。それとも第三者管理というか町村の組合の方なんですか。

○議長 答弁を求めます。

今泉保健福祉課長。

○保健福祉課長 建物の管理につきましては、建築の担当でございます建設課の方で行うよ

うになっております。

○議長 他にございますか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議案第49号 令和8年度三春町一般会計補正予算(第3号) ……………

○議長 議案第49号「令和8年度三春町一般会計補正予算(第3号)」について、担当者の説明を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 それでは議案書に先立ちまして、重点支援地方交付金の概要からご説明差し上げたいと思います。

はじめに議案説明書をご覧ください。議案説明書の最後のページになります。6ページとなっております。

カラーのページがございますが、こちらが重点支援地方交付金の概要でございます。

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行うための補正予算でございます。補正予算額は1,077万8,000円。

1の事業概要について。(1)重点支援地方交付金。交付限度額、三春町につきましては915万6,000円でございます。こちら地域の実情に応じたきめ細かい物価高騰対応のため、重点支援地方交付金を拡充したものでございます。

2の補正予算の概要についてでございます。こちらは生活者・事業者の支援ということで、予算額を1,077万8,000円計上しております。

内訳につきましては下の枠に記載しております。まず左側、生活者支援としまして予算額を817万8,000円。1番として、指定ごみ袋購入支援事業。こちらに予算額317万8,000円を計上しております。内容につきましては、中東情勢に伴う原材料不足により、価格上昇する指定ごみ袋の価格を抑制することで生活者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

2番のみはるカード消費促進キャンペーン事業。こちらは予算額500万円を計上しております。内容につきましては、物価高騰の影響を受けている町民に対し、みはるカードのポイント給付を行い、生活者の負担軽減を図るものでございます。

続いて右側の枠、事業者支援としまして、予算額260万円を計上しております。

内容につきましては、医療・介護福祉施設支援事業としまして260万円を計上しております。物価高騰等の影響を受けている医療・介護福祉事業者、こちら食事提供事業者を想定しております。に対しまして、負担軽減を行うことで入所者へのサービスを維持することを目的としております。

財源につきましては、先ほどご説明しました重点支援地方交付金915万6,000円、こちらを財源として見込んだものでございます。

重点支援地方交付金の説明については以上です。

○議長 儀同財務課長。

○財務課長 それでは続きまして、補正予算書についてご説明させていただきたいと思います。補正予算書1ページをご覧ください。

令和8年度三春町一般会計補正予算（第3号）になります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,733万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億8,853万4,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算説明書をご覧くださいと思います。

補正予算説明書3ページ、歳入になります。

14款2項1目総務費国庫補助金。先ほどご説明のありました重点支援地方交付金になります。915万6,000円の計上となります。

続いて18款1項1目財政調整基金繰入金。今回の補正額の歳入歳出の差額分、財源不足に関するものにつきましては、財政調整基金からの取り崩しになっております。今回は818万2,000円の計上となります。

続きまして次のページ、4ページになります。

3 歳出。2款1項1目一般管理費。先ほど説明のありました損害賠償請求に係る弁護士業務委託料の計上となります。656万円の計上です。

続いて3款1項1目社会福祉総務費。重点支援地方交付金といたしまして、医療・介護・福祉施設給付金260万円の計上となります。食事を提供している入所施設に対しての補助になっております。

続いて4款2項1目清掃総務費。同じく重点支援地方交付金といたしまして、指定ごみ袋購入支援事業。ごみ袋作成・管理業務委託になります。317万8,000円となります。8月から価格上昇が見込まれておりますごみ袋代に関しまして、助成する形で卸値価格を抑える形となっております。

続いて7款1項1目商工振興費。18節、重点支援地方交付金といたしまして、みはるカード消費促進キャンペーン事業となります。次のページになりまして、みはるカードポイント付与480万円の計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

14番遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 生活者・事業者支援というところで「指定ごみ袋購入支援事業」ということなんですけれども、物価高騰ということはよく分かるんですが、こういった意味ではごみ袋を必ず指定のものを使わなきゃいけないのかなということも懸念されてるんですけれども、いろんな自治体で分別の形で指定されているところも多いんですが、そうでない自治体もありまして、でもそこはちゃんと曜日ごとに分別された状態でごみを捨てているということも聞いておりますので、三春町も曜日できちんとごみを出されている家庭が多くなっているの、必ずしもごみ袋を指定しなくてはいけないのかなということを考えてはいたんですが、そういったところは町としては必ず指定のごみ袋を使わなきゃいけないのかちょっとお伺いしたいんですが。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 指定袋につきましてはごみの減量化、分別によりまして町民への取り組みとい

う形で、指定ごみ袋での排出をお願いしているところでございます。

なお、指定袋以外の使用につきましては、今現在これまでどおりの数量で製造が可能であることから指定袋が店頭になくなることは見込んでおりませんが、今後値上げ前の買いだめや買い占め等が起きれば製造が追いつかないということも懸念されますので、そういった事態が起きた場合につきましては緊急的・臨時的に市販のごみ袋でも排出を認めざるを得ないかと考えております。

以上です。

○議長 14番遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 買い占めとかで製造が追いつかないときはやむを得ず市販のごみ袋もという可能性もあるということなんでしたら、指定のごみ袋を購入することもけっこう家庭によっては大変だということもあるので、市販のごみ袋でしたら百均とかそういったところで大量に入っているものが低価格で購入できる場所もあるので、そういうふうな事態まで来ているのであれば、ごみ袋の指定というものも排除するってことはお考えにはないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 ごみの排出につきましては減量化、あとは分別、リサイクルについて町民の皆様方のご理解をいただきたいと思っておりますので、引き続き指定袋での排出についてご協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長 坂本町長。

○町長 補足をさせていただきます。

指定袋を普通の袋でも良いんじゃないかというお話なんですが、指定袋のなかには実はごみ処理手数料というのが入っております。これは何のために始めたかということ、もう大分前から、平成まで遡りますが、要するにごみを出せば出すほどお金が余計必要になるということで、経済的な理由で減量化の動機付けになるんじゃないかということでスタートしております。

今回は原料の高騰で急に上がるものですから、それを緩和措置と言うんでしょうか、そういうことを町の方で今回の交付金を使って、少しそれを抑えようということでもあります。

ただ、将来的な見通しの中でどういうふうに考えるかということなんですが、今ご質問の中にも少しあったようですけども、本来はごみを出さないようなライフスタイル、あるいは今は資源回収が充実してまいりましたので、できるだけリサイクルに回す方法に大きく切り替えていく時期だというふうに思っております。

先日開催されました環境審議会のなかでごみ袋の値上げについてのご理解をお願いすると同時に、今後長期にわたって将来を見据えてごみの収集あるいは処理体系について、大胆に今の時代に合わせて変更していきたいので、適切な政策などについてご助言いただきたいというふうな指示をしたところであります。

したがって、今回はナフサの高騰による臨時的な措置ではありますが、将来に向けてはごみの排出抑制あるいはリサイクル促進、それをさらに進めていこうというふうな基本方針であります。

以上です。

○議長 他にありますか。

5 番山崎ふじ子議員。

○5 番（山崎ふじ子議員） 補正予算説明書の 5 ページ。7 款商工費、1 目商工振興費の 18 節負担金、補助及び交付金の 480 万円のところですが、ポイントを付与する対象者。町民の方は非課税世帯なのかと思うんですが、こういった方々を対象としているのかお答えください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺産業課長。

○産業課長 今回のポイントの付与対象者ということでございますが、みはるカードのポイント付与ということを想定しておりますので、みはるカードを所有している方に対してのポイント付与という想定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 他にありますか。

（発言者なし）

○議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 49 号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 以上で、本会議の日程は全て終了しました。ここで、町長より発言があればこれを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決承認いただきましてありがとうございました。

いずれも大切な事業事務であります。速やかに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これで、令和 8 年三春町議会 7 月第 1 回会議を散会します。ご苦労様でした。

（閉会 午後 2 時 32 分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年7月2日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 橋 本 善一郎

署 名 議 員 佐久間 正 俊

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 4 7 号	訴えの提起について	全 員	原案可決
議案第 4 8 号	三春町福祉会館及び南町高齢者住宅外壁等改修工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 4 9 号	令和 8 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）	全 員	原案可決